

弁護士法人 小寺・松田法律事務所 弁護士報酬規程

第1条（目的）

弁護士法人小寺・松田法律事務所（以下「当法律事務所」といいます。）が受任する事件又は法律事務（以下「事件等」といいます）の弁護士報酬に関する基準を、以下のように定めます。

第2条（弁護士報酬に関する主な用語の意義）

弁護士報酬に関する主な用語の意味や内容は、次のとおりです。

法律相談料…何に悩んで、何に困っているのかを伺う法律相談（電話による相談を含む）の対価をさします。

着手金…事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、受任することになった時に受ける委任事務処理費をさします。

成功報酬金…事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の報酬をさします。

弁護士費用…原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等の委任事務処理費をさします。

鑑定料…法律上の判断又は意見の表明の対価をさします。

調査料…法律関係（事実関係を含む）の調査の対価をさします。

顧問料…契約によって継続的に行う助言や事件等に対する費用をさします。

日当…弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束された場合（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をさします。

第3条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は事件等の依頼を受けたときに、成功報酬金は事件等の処理が終了したときにお支払い下さい。他の弁護士報酬は、この規程に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのない時は、依頼者との協議によりそれぞれ支払を受けます。

第4条（法律相談料） 法律相談料は、次のとおりとします。

- ① 一般法律相談 30分ごとに5000円（税込5500円）
- ② 複雑事案に関する法律相談 30分ごとに1～3万円（税込1万1000円～3万3000円）
- ③ 継続的な特定の事案についての相談については、依頼者との協議により定めます。

第5条（鑑定料）

- 1 鑑定料は、原則として、20万円～50万円（税込22万円～55万円）の範囲とします。なお、鑑定のための資料収集等の実費は依頼者の負担になります。
- 2 特に複雑又は知的財産権に関する等特別な事案のときは、依頼者との協議により定めます。

第6条（着手金及び成功報酬金）

- 1 着手金及び成功報酬金については、着手金は事件等の対象の紛争額・経済的利益の額、成功報酬金は委任事務処理により確保した紛争額・経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。
- 2 着手金及び成功報酬金は、紛争額・経済的利益を基準として、それぞれ表1に基づき算定します。

なお、着手金及び成功報酬金は、事案の複雑さ及び委任事務処理に要する手数の煩雜さ等を考慮して増額あるいは減額することができます。

表1

紛争額・経済的利益の額（A）	着手金	成功報酬金
300万円以下	(A) × 10% (税込 (A) × 11%)	(A) × 15% (税込 (A) × 16.5%)
300万円超3000万円以下	(A) × 5% + 15万円 (税込 (A) × 5.5% + 16万5000円)	(A) × 10% + 15万円 (税込 (A) × 11% + 16万5000円)
3000万円超3億円以下	(A) × 2% + 105万円 (税込 (A) × 2.2% + 115万5000円)	(A) × 5% + 165万円 (税込 (A) × 5.5% + 181万5000円)
3億円超	(A) × 1% + 405万円 (税込 (A) × 1.1% + 445万5000円)	(A) × 3% + 765万円 (税込 (A) × 3.3% + 841万5000円)

- 3 前項の着手金は、10万円（税込11万円）を最低額とします。但し、紛争額・経済的利益の額が100万円未満の事件は、事情により10万円（税込11万円）以下に減額することができます。
- 4 第2項の成功報酬金は、20万円（税込22万円）を最低額とします。但し、紛争額・経済的利益の額が100万円未満の事件は、事情により20万円（税込22万円）以下に減額することができます。

第7条（紛争額・経済的利益一算定可能な場合）

紛争額・経済的利益の額は、原則として、次のとおり算定します。

- 1 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
但し、請求を受ける側が一定の支払い義務を認めている場合は次のとおりとすることができます。
 - ① 着手金は、上記支払い義務を認めている金額と請求する側の請求金額との差額により算定します。
 - ② 成功報酬は、請求する側の場合には上記支払いを認めている金額を上回った金額、請求を受ける側の場合は請求された金額から減じられた金額により算定します。

- 2 将來の債権は、債権総額から中間利息を控除した額により算定します。
- 3 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額に対して算定します。
- 4 貸料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額により算定します。
- 5 所有権は、対象たる物の時価相当額により算定します。
- 6 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額により算定します。
- 7 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額により算定します。
- 8 建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額により算定します。
- 9 地役権は、承役地の時価の2分の1の額により算定します。
- 10 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額により算定します。
- 11 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第7号、第9号及び前号に準じた額により算定します。
- 12 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額により算定します。
- 13 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額により算定します。
- 14 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額により算定します。
- 15 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規程にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）により算定します。

第8条（紛争額・経済的利益算定の特則）

- 1 前条で算定された紛争額・経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、紛争額・経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで減額して算定します。
- 2 前条で算定された紛争額・経済的利益の額が、①又は②に該当するときは、紛争額・経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける紛争額・経済的利益の額に相応するまで、増額して算定します。
 - ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された紛争額・経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された紛争額・経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第9条（紛争額・経済的利益が算定不能な場合）

紛争額・経済的利益の算定が困難な場合は、次のとおりとします。ただし、複雑で相当時間を要する事案、企業経営ないしは知的財産権等の事案については依頼者との協議により定めます。

- | | |
|----------------------------|--------|
| ① 個人間の市民生活上の非営利的な活動等に関する案件 | 500万円 |
| ② 通常の事案 | 1000万円 |

第10条（離婚事件）

- 1 異婚事件の着手金は、次のとおりとします。

① 異婚・親権に争いがない場合	30万円～50万円（税込33万円～55万円）
② 異婚・親権に争いがある場合	40万円～60万円（税込44万円～66万円）

ただし、事案が複雑（例：調査官調査が必要な場合）、あるいは紛争解決が困難であるなど特別の事情がある場合は依頼者との協議により、事件後に追加の着手金（20万円（税込22万円）～）を付加することができるものとします。
- 2 成功報酬金については、着手金に準じて依頼者との協議により定めます。

なお、着手時の予想を超えて多大な時間を要するなど特別な事情がある場合にはその点を考慮し、依頼者との協議により定めます。
- 3 財産分与、慰謝料、養育費など財産給付を伴う場合は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第6条の規程により算定した着手金及び成功報酬金を加算します。ただし、婚姻費用、養育費その他の将来にわたる継続的な給付を伴う場合は、第7条3項の規定にかかわらず、支払予定総額の10分の7又は直近2年分の支払予定額のうちいずれか低い方を基礎として第6条の規定により算定した着手金及び成功報酬金を加算します。
- 4 財産分与を伴う場合であって、事件着手後に新たな財産の存在が判明し、前項において基礎とすべき経済的利益の額に変動が生じた場合には、本来請求すべき着手金と着手時に支払いを受けた着手金の差額について、成功報酬金の算定に当たって考慮することができるものとします。
- 5 異婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときは、依頼者との協議により、着手金として、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1を追加して請求することができます。
- 6 第1項の規定による着手金には、調停、審判、訴訟期日の出庭回数として5回分の日当を含むものとし、6回目以降の出廷が必要な場合には1回あたり1万円（税込1万1000円）を事件終了時の報酬に加算することができるものとします。

第11条（非事業者の倒産整理事件）

- 1 個人などの非事業者の破産、民事再生及び任意整理の着手金は次のとおりとします。
 - ① 自己破産事件
 - a 同時廃止事案 25万円（税込27万5000円）
事案が複雑である場合は依頼者との協議により、増額します。
 - b 管財事案（破産管財人が必要な事案） 35万円以上（税込38万5000円以上）

② 民事再生事件

- a 通常の場合 30万円（税込33万円）
事案が複雑である場合は依頼者との協議により増額します。
また、非事業者であっても通常再生事案の場合は、事業者に準ずるものとします。
- b 住宅資金特別条項を用いるなどの事案 35万円（税込38万5000円）

③ 任意整理事件は、債権者数に応じて以下の基準とし、事案の複雑さにより増額することができます。

- 1社 5万円（税込5万5000円）
2社～10社 3万円×（債権者数-1）+5万円（税込3万3000円×（債権者数-1）+5万5000円）
10社超 35万円（税込38万5000円）

なお、事件の委任事務処理について、裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定した着手金と成功報酬金を加算します。

- 2 民事再生事件において、再生手続開始決定から民事再生手続が終了するまでの委任事務処理の対価として、依頼者との協議により、月額で定める弁護士報酬を受けることができます。
- 3 破産、民事再生及び任意整理の成功報酬金については、依頼者との協議により定めます。

第12条（事業者の倒産整理事件）

- 1 事業者の倒産整理事件の着手金は次のとおりとします。
- ① 自己破産事件、特別清算事件 100万円以上（税込110万円以上）
② 会社更生事件、民事再生事件 300万円以上（税込330万円以上）

- 2 会社更生事件及び民事再生事件の成功報酬金は、第6条の規程を参考に、依頼者との協議により定めます。

第13条（事業者の任意整理事件）

- 1 事業者の任意整理事件の着手金は50万円（税込55万円）以上とします。
なお、事件の委任事務処理について、裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定した額を加算します。
- 2 任意整理事件が終了したときの成功報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、表2のとおり算定します。
- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了した場合の成功報酬金の算定は、前項の規程を準用します。
- 4 事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定された成功報酬金を受けることができます。

表2	
配当原資額（B）	成功報酬金
3000万円以下	(B) × 5% (税込(B) × 5.5%)
3000万円超3億円以下	(B) × 3% + 60万円 (税込(B) × 3.3% + 66万円)
3億円超	(B) × 1% + 660万円 (税込(B) × 1.1% + 726万円)

第14条（刑事事件及び少年事件）

- 1 刑事事件及び少年事件の着手金及び成功報酬金は、事実関係に争いがない情状のみの事案や、簡明な事件においては、20万円～50万円（税込22万円～55万円）とします。
- 2 前項の事件において、被害者との示談交渉が必要な場合、着手金について10万円～20万円（税込11万円～22万円）加算し、示談交渉が成功した場合には10万～50万円（税込11万～55万円）を加算します。
- 3 重大な事件、複雑な事件あるいは審理に相当時間を要する事件については、依頼者との協議により定めます。
- 4 警察署、拘置所あるいは少年鑑別所に接見あるいは面会に出向く場合、依頼者との協議により、交通費等の実費の外に日当を請求することができます。

第15条（保釈等）

- 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び成功報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び成功報酬金とは別に、相当な額を受けることができます。

第16条（告訴、告発等）

- 告訴・告発・検察審査会への申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続の着手金は、次のとおりとし、成功報酬金は、依頼者との協議により定めます。

- ① 事案簡明な事件 15万円～30万円（税込16万5000円～33万円）
② 重大な事件、複雑な事件あるいは調査に相当時間を要する事件については、依頼者の利益及び当法律事務所の負担等を勘案して依頼者との協議により定めます。

第17条（調査料）

- 1 調査料は、原則として、10万円～50万円（税込11万円～55万円）の範囲とします。なお、鑑定のための資料収集等の実費は依頼者の負担とします。
- 2 特に複雑又は知的財産権に関するなど特別な事案のときは、依頼者との協議により定めます。

第18条（弁護士費用）

- 弁護士費用は、事件等の対象の紛争額・経済的利益の額を基準として、次の各号のとおり算定します。なお、紛争額・経済的利益の額の算定については、第7条から第9条の規程を準用します。

1 証拠保全

- ① 一般的な場合 30万円（税込33万円）に第6条の着手金の規程により算定された額の10%（税込11%）を加算した金額
② 複雑又は、特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

なお、本案事件を併せて受任したときでも、本案事件の着手金とは別に上記弁護士費用を受けることができます。

2 即決和解（付随した契約書その他の文書作成費用を含む。）

- ① 示談交渉をしない場合は表3のとおりとします。

② 示談交渉を要する場合 第6条の規程により算定された額

3 公示催告

即決和解の示談交渉を要しない場合と同様

4 倒産整理事件の債権届出

① 一般的な場合 10万円～20万円（税込11万円～22万円）の範囲内の額

② 複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

5 家事事件手続法に定める事件のうち本規程に定めのないもの

別に定めるところにより算定します。

6 法律関係調査

① 一般的な場合 10万円～50万円（税込11万円～55万円）の範囲内の額

② 複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

7 契約書及びこれに準ずる書類の作成

① 定型的な書類

経済的利益の額が1000万円未満の場合

10万円～20万円（税込11万円～22万円）

経済的利益の額が1000万円以上1億円未満の場合

20万円～50万円（税込22万円～55万円）

経済的利益の額が1億円以上の場合

50万円（税込55万円）以上

② 非定型的な書類は表4のとおりとします。複雑又は、特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

③ 公正証書にする場合は、上記弁護士費用に5万円（税込5万5000円）を加算します。

表3

紛争額・経済的利益の額 (A)	弁護士費用
300万円以下	10万円 (税込11万円)
300万円超 3000万円以下	(A) × 1% + 7万円 (税込(A) × 1.1%+7万7000円)
3000万円超 3億円以下	(A) × 0.5% + 22万円 (税込(A) × 0.55%+24万2000円)
3億円超	(A) × 0.3% + 82万円 (税込(A) × 0.33%+90万2000円)

表4

紛争額・経済的利益の額 (A)	弁護士費用
300万円以下	10万円 (税込11万円)
300万円超 3000万円以下	(A) × 1% + 7万円 (税込(A) × 1.1%+7万7000円)
3000万円超 3億円以下	(A) × 0.3% + 28万円 (税込(A) × 0.33%+30万8000円)
3億円超	(A) × 0.1% + 99万円 (税込(A) × 0.11%+108万9000円)

8 内容証明書作成

① 弁護士名の表示がない場合

一般的な場合、5万円～10万円（税込5万5000円～11万円）の範囲内の額

複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

② 弁護士名の表示がある場合は、第6条の規程により算定された額を参考にし、依頼者との協議により定めます。

9 遺言書作成

① 定型的な場合 20万円～30万円（税込22万円から33万円）の範囲内の額

② 非定型的な場合は表5のとおりとします。

③ 複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。

④ 公正証書にする場合は、上記弁護士費用に5万円（税込5万5000円）を加算します。

表5

遺産の額 (C)	弁護士費用
1億円以下	30万円 (税込33万円)
1億円超5億円以下	(C) × 0.3% (税込(C) × 0.33%)
5億円超	(C) × 0.1% + 100万円 (税込(C) × 0.11%+110万円)

10 遺言執行

- ① 定型的な場合は表6のとおりとします。
- ② 複雑又は特殊な事情がある場合は、相続人もしくは受遺者との協議により定めます。
- ③ 遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行弁護士費用とは別に、裁判手続に本規程に定める弁護士報酬を請求することができます。

11 株主総会等指導

- ① 一般的な場合 30万円（税込33万円）以上
- ② 総会等準備も指導する場合 50万円（税込55万円）以上

第19条（任意後見と財産管理・身上監護）

任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬の基準は、次のとおりとします。

- ① 基本的な事務の処理を行うとき 月額2万円～10万円（税込月額2万2000円～11万円）
- ② 収益不動産の管理等の事務の処理を行うとき 依頼者の利益及び当法律事務所の負担等を勘案して依頼者との協議により定めます。

第20条（顧問料）

- 1 顧問料は、基準額を次のとおりとします。事業の規模、顧問契約の内容により依頼者と協議して増減することができます。

非事業者……年額12万円（月額1万円）（税込年額13万2000円（月額1万1000円））

事業者……月額5万円（税込月額5万5000円）

- 2 依頼者が顧問先である場合には、弁護士報酬を、協議の上、本規程により算出した金額よりも減額することができます。

第21条（出張費用・日当）

- 1 出張費用は、原則として、実費のほかに次の日当を加算します。

次の各号に掲げる移動による合理的拘束時間（乗継等の待機時間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、委任事務処理が複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合算する。

(1)往復2時間を超える場合 3万円（税込3万3000円）

(2)往復4時間を超える場合 5万円（税込5万5000円）

(3)往復7時間を超える場合 10万円（税込11万円）

- 2 宿泊を要する時及び海外出張の時は、依頼者との協議により定めます。

第22条（実費等の負担）

- 1 当法律事務所は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、賃写料、交通通信費、宿泊料等の委任事務処理に要する実費等の負担を求めるることができます。

- 2 当法律事務所は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を無利息で預かることができます。

第23条（時間制）

- 1 当法律事務所は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。

- 2 前項の単価は、1時間ごとに2万円（税込2万2000円）以上とします。

- 3 当法律事務所は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮します。

- 4 当法律事務所は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができます。

第24条（委任契約の中途終了）

- 1 委任契約にもとづく事件等の委任事務処理が、中途で終了したときは、当法律事務所は依頼者と協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、又は未受領の弁護士報酬の全部もしくは一部につき請求することができます。

- 2 前項において、委任契約の終了につき、当法律事務所に責任がないにもかかわらず、依頼者が当法律事務所の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、そのほか依頼者に重大な責任があるときには、当法律事務所は、受領済みの弁護士報酬を返還せず、かつ、未受領の弁護士報酬の全部を請求することができます。

第25条（事件等処理の中止等）

依頼者が着手金、弁護士費用又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときには、当法律事務所は事件等に着手せず、又はその処理を中止することができます。

第26条（弁護士報酬の相殺等）

依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときには、当法律事務所は依頼者に対する金銭債務と相殺し、又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができます。

（附 則）

この規程は、令和8年1月1日から施行します。

表6

遺産の額 (C)	弁護士費用
1000万円以下	30万円 (税込33万円)
1000万円超1億円以下	(C)×1%+20万円 (税込(C)×1.1%+22万円)
1億円超5億円以下	(C)×0.5%+70万円 (税込(C)×0.55%+77万円)
5億円超	(C)×0.2%+220万円 (税込(C)×0.22%+242万円)

弁護士法人 小寺・松田法律事務所 家事事件に関する弁護士報酬細則

第1条（目的）

弁護士法人小寺・松田法律事務所（以下「当法律事務所」といいます。）が受任する事件または法律事務（以下「事件等」といいます）のうち、家事事件手続法に定める事件の処理に係る弁護士報酬に関する基準を、以下のように定めます。なお、本細則の用語は弁護士法人小寺・松田法律事務所 弁護士報酬規程（以下「本規程」といいます。）の例により、本細則に定めのない事項は本規程の定めるとおりとします。

第2条（通則）

- 1 本細則に定める着手金には、調停、審判、訴訟期日の出廷回数として5回分の日当を含むものとし、6回目以降の出廷が必要な場合には1回あたり1万円（税込1万1000円）を日当として請求することができるものとします。
- 2 本細則に定める事件について、調停から裁判に移行する場合、又は上訴する場合には、着手金の2分の1を上限として追加の着手金を請求することができるものとします。

第3条（離婚の請求を伴わない婚姻費用分担請求及び養育費請求）

- 1 離婚請求を伴わらず、婚姻費用又は養育費の支払いを求める場合の着手金及び成功報酬金は、直近2年分の支払予定額を基準として本規程6条の基準により定めます。ただし、着手金の最低額は15万円（税込16万5000円）とします。

第4条（離婚の請求を伴わない子の監護者の指定・子の引渡し）

- 1 離婚請求を伴わらず、子の監護者の指定又は子の引渡し、又は両方を求める場合の着手金は、40万円（税込44万円）とします。
- 2 前項の場合であって、子の引渡しを求める仮処分の申立てを伴う場合には、前項の着手金に10万円（税込11万円）を加算できるものとします。
- 3 第1項の場合であって、家庭裁判所調査官による調査が行われることとなった場合には、事件に着手した後であっても前2項の着手金に追加して、10万円（税込11万円）の着手金を請求することができるものとします。
- 4 成功報酬金については、着手金に準じて依頼者との協議により定めます。

第5条（離婚の請求を伴わない子の監護に関する事項）

- 1 離婚請求を伴わらず、面会交流その他の子の監護に関する事項を定めることを目的とする場合の着手金は、40万円（税込44万円）とします。
- 2 前項の場合であって、家庭裁判所調査官による調査が行われることとなった場合には、事件に着手した後であっても前項の着手金に追加して、10万円（税込11万円）の着手金を請求することができるものとします。
- 3 当法律事務所は、原則として、試行的面会交流及び面会交流に伴う子の引渡しに同席しないものとします。ただし、やむを得ず同席が必要な場合には、1回あたり1万円（税込1万1000円）を日当として請求することができるものとします。

第6条（親権者変更の申立て）

- 1 親権者変更の申立ての着手金は40万円（税込44万円）とします。
- 2 前項の場合であって、子の引渡しを求める仮処分の申立てを伴う場合には、前項の着手金に10万円（税込11万円）を加算できるものとします。
- 3 第1項の場合であって、家庭裁判所調査官による調査が行われることとなった場合には、事件に着手した後であっても前2項の着手金に追加して、10万円（税込11万円）の着手金を請求することができるものとします。
- 4 成功報酬金については、着手金に準じて依頼者との協議により定めます。

第7条（弁護士費用）

次の各号に定める事件の弁護士費用は、それぞれ各号に定めるとおり算定します。

- (1) 成年後見開始申立て、保佐開始申立て、補助開始申立て
20万円～50万円（税込22万円～55万円）
- (2) 不在者財産管理人選任申立て
20万円～50万円（税込22万円～55万円）
- (3) 失踪宣告申立て
20万円～50万円（税込22万円～55万円）
- (4) 相続放棄、限定承認の申述
 - ① 申述する者が1名の場合 10万円（税込11万円）
 - ② 申述する者が複数の場合 10万円+((人数-1)×2万円)（税込 11万円+((人数-1)×2万2000円)）
- (5) 相続財産清算人選任申立て
20万円～50万円（税込22万円～55万円）
- (6) 遺言書検認申立て
10万円（税込11万円）
ただし、被相続人の配偶者及び子以外の推定相続人を調査すべき場合には5万円（税込5万5000円）を追加して請求することができるものとする。
- (7) 遺言執行者選任申立て
10万円（税込11万円）
ただし、遺言書の検認から引き続いて受任する場合には、依頼者との協議により定める。

(8) 戸籍上の氏名変更の申立て

30万円（税込33万円）

(附 則)

この規程は、令和8年1月1日から施行します。